

## 今後の農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会の 議事録の取扱いについて

### 1 背景

飼料栄養部会における審議及び議事録の取扱いについては、議事規則<sup>(※)</sup>に基づき、個人・企業の秘密として保護すべき資料を用いた審議については非公開で開催し、議事録に代えて議事要旨を公開している。

このたび、本年1月の飼料分科会において、審議のより一層の透明化を目的として、議事録の公開が了承され、議事録を公開する内容の範囲については、各部会で取り決めることとなった。

このため、飼料栄養部会における議事録の取扱いについて、改めて検討する必要がある。

(※) 農業資材審議会議事規則（平成13年3月21日 農業資材審議会決定）

### 2 議事録の公開から除外する範囲について

#### (1) 個人・企業の秘密に当たる事項

事務局による説明及び委員からの発言のうち、個人・企業秘密に当たる事項は〇〇、もしくは白塗り等と表記してはどうか。

#### (2) 参考人（企業）からの説明及び質疑応答

参考人による説明及び委員からの質疑応答については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす企業秘密を多く含むことから削除してはどうか。

#### (3) 発言委員の氏名

率直な意見を発言いただくために、個別の意見の発言者が特定されないよう、発言委員の氏名は表記せず、「委員」としてはどうか。

本部会における議事録の取扱い案については、別紙のとおり。

別紙

(案)

年 月 日

農業資材審議会飼料分科会

飼料栄養部会決定

農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会の議事録の取扱いについて

農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会の議事録については、下記の1から3までの個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあり、又は委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、公開する。

記

- 1 個人又は企業の秘密に当たる発言
- 2 参考人（企業）からの説明及び質疑応答
- 3 発言委員の氏名